

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宫北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



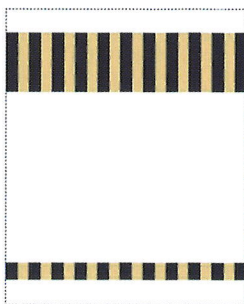
2025・6・10

「シャウエッセン®」のストライプ柄 「位置商標」として登録(日本ハム)

日本ハム株式会社は、あらびきウインナー「シャウエッセン®」のストライプ柄が、「位置商標」として登録されたと発表した。

位置商標とは、商品や包装に付される図形などの標章の位置が特定された商標で、2015年に導入された新たなタイプの商標。

標章が常に同一の位置に付されて長年使用されることにより、パッケージにロゴやブランド名がなくても識別性を獲得することができる。



(登録第6914670号)

「シャウエッセン®」は1985年に発売され、今年で40周年となるロングセラーブランド。発売当時からストライプ柄を基調としたデザインが特徴的であると説明されている。

食品の位置商標では、キューピーマヨネーズの赤い「網目」(登録第5960200号)や日清食品のカップヌードル(日清食品の登録商標)の上下帯型(通称:キャタピラ)の図形(登録第6034112号)などがある。

著作権者不明な著作物の 利用手続を簡素化(改正著作権法)

政府は、著作権者が不明などの著作物の利用手続を簡素化する改正著作権法を、2026年4月1日に施行することを閣議決定した。

今回の改正によって、利用されずに埋もれている著作物を円滑に二次利用できる「未管理著作物裁定制度」の運用が始まる。

同制度は、著作権者と連絡が取れないものや、著作権者がわからないものなどについて、文化庁長官の裁定(利用許諾)により、利用者が補

償金を支払うことで合法的に利用可能とするもの。これにより、著作権者への対価還元や利用ニーズの発掘といったメリットがあるとされている。

裁定の結果、利用が認められた作品は文化庁のサイトで公開する。利用者は国の指定機関に補償金を納めることで、当該作品を裁定が取り消されるまで、1回の申請につき3年を上限として利用できる。

一方、著作権者側は文化庁に対して、裁定の取り消しを求めたり、利用者が納めた補償金を作品の利用料として受け取ることができる。

文化庁は裁定申請時の手数料を1万3800円とする方針。利用の際には、手数料のほか、補償金(裁定時に相場をもとに金額を決定)の納付が必要となる。

令和7年度「中小企業等海外侵害 対策支援事業」を開始(特許庁)

特許庁は、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)を通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に向けた「令和7年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業(中小企業等海外侵害対策支援事業)」を開始した。

①模倣品対策支援

海外での模倣品流通状況の調査や模倣品業者への対抗措置に要する費用の3分の2(上限額400万円)を補助。

②冒認商標無効・取消係争支援

現地企業などに不当に出願・権利化された商標を取り消すために要する費用の3分の2(上限額500万円)を補助。

③防衛型侵害対策支援

海外で産業財産権に係る係争に巻き込まれた場合の対抗措置に要する費用の3分の2(上限額500万円)を補助。

各支援事業の申し込み締め切りは10月31日。予算がなくなり次第終了。

詳細に関してはジェトロHPを参照。

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

解説

進歩性の判断(相違点についての容易想到性判断)
知的財産高等裁判所 令和6年(行ケ)
第10053号 特許取消決定取消請求事件
令和7年2月20日判決言渡

第1 事案の概要

原告は発明の名称を「木質ボード」とする特許第7064552号(本件特許)の特許権者である。本件特許に対する特許異議申立(異議2022-701091号)において、原告は、本件特許の特許請求の範囲の訂正を求め、特許庁は、訂正を認めた上で、訂正後の請求項1等に係る特許を取り消すとの決定(本件決定)を下し、原告が本件決定の取り消しを求めて出訴したものである。

本件決定において、訂正後の請求項1記載の発明(本件発明1)は、特開平11-58332号公報(甲1公報)に記載されている発明(甲1発明)に基づき当業者が容易に発明をすることができたものであると判断された。

ここでは、原告が取消理由の一つとして主張した「甲1発明に基づく本件発明1の進歩性判断の誤り」の中の、本件審決及び本判決において認定されている本件発明1と甲1発明との間の相違点1についての容易想到性についての判断部分のみを紹介する。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第3 理由

審決が認定した本件発明1と甲1発明との間の一致点及び相違点は次の通り。

【一致点】

繊維方向に沿った表裏面を有する細長形状の多数の木質小薄片が集合状態で積層されて接着一体化されてなる木質ボードであって、

上記木質ボードの密度が500kg/m³以上800kg/m³以下であり、

上記木質小薄片は、上記表裏面間の厚さが0.05mm以上0.35mm以下、上記繊維方向と直交する方向に沿った幅が0.5mm以上15mm以下の細長形状であり、繊維方向がランダムに配向されている木質ボード。

【相違点1】

「木質小薄片」の「繊維方向に沿った長さ」について、本件発明1では、「10mm以上35mm以下」であるのに対して、甲1発明では、「40.0～115.0mmの範囲内」である点。

相違点1の容易想到性判断の誤りについて

原告は、木質小薄片の繊維方向に沿った長さについて、甲1発明の木質ボードの「40.0～115.0mm の範囲内」から本件発明の「10mm 以上35mm 以下」とすることは当業者が適宜なし得たとする本件決定の判断は、誤りである旨主張する。

そこで、まず、甲1発明における木質薄片の長さが有する技術的意義について検討する。

甲1公報には、発明が解決しようとする課題は「木質薄片を原料とする木質板において、製造工程の簡略化が可能であり、表面と木口面の平滑性を向上でき、芯部の強度及び剛性を向上でき、木材薄片のカーブや折れ曲がり起因するボイドの発生を低減でき、密度を低く設定でき、耐水性を向上させて寸法安定性を向上できることのうち、少なくとも製造工程の簡略化と、表面と木口面の平滑性の向上と、強度及び剛性の向上を実現できる木質板を提供すること」(甲1公報【0008】)であって、その解決手段は「厚さの絶対値が0.05～0.50mmの木材薄片がバインダー樹脂により接着一体化」及び「木材薄片の幅の絶対値が1.00～50.00mmであること」を含むこと(甲1公報【0009】)が記載されている一方、木質薄片の長さについて、長さの絶対値の

範囲が課題を解決する手段に含まれることは記載されていない。

また、発明の実施の形態における記載では、厚さの数値範囲は、強度、剛性、生産性、成形後の密度及び表面の平滑性の観点により(甲1公報【0011】)、また、幅の数値範囲は、接着不良による強度低下、木材薄片の変形によるバインダーの付着困難性、ボイド(泡)発生による木材薄片の剥離や表面の平滑度の低下の観点により、それぞれ選択されること(甲1公報【0012】)が記載されているところ、長さについては「絶対値が20.0～150.0mm、平均値が40.0～115.0mmの範囲内であることがましい」と記載されているにすぎず(甲1公報【0012】)、その数値範囲内外で課題解決や効果に差異があることは記載されていない。

原告が指摘する記載箇所(甲1公報【0004】～【0007】)をみても、木材薄片の長さについての言及はなく、前記の好ましい数値がどのような根拠に基づき選択された数値なのかは明らかではない。

これらの甲1公報の記載に照らすと、甲1発明における木質薄片の長さに係る数値範囲は、少なくとも厚さ及び幅に関するものと同様の技術的意義を有するものとはまでは認められないから、木質薄片の長さを記載された数値範囲外とすることが、甲1公報から認定される技術思想(甲1発明)を逸脱し、又は齟齬を生じさせるものとはいえない。

他方、甲1公報には、木質薄片を用いた木質板について「構成要素の寸法が小さくなるに従い、得られる木質板は均質になり、表面も平滑になるが、強度、剛性は低下し、密度は増加する傾向がある。逆に構成要素の寸法を大きくすると、木材本来が持っている強度、密度に近づいて行くと、そのような木質板は不均質で、表面の凹凸も大きくなる傾向がある」こと(甲1公報【0003】)、「木質板を床材に応用するには、その木質板に強度、剛性、さらに表面平滑性を持たせる必要がある」こと(甲1公報【0004】)が記載されているところ、これらの記載から把握される、木質板における木質薄片の寸法と、これを使用して得られる木質板の均質性、平滑性、強度、剛性及び密度の定性的な関係や、床材への応用における必要な特性は、木質板の技術分野に属する当業者であれば当然認識している技術常識であると認められる。

このような技術常識に照らせば、甲1発明において、木質薄片の寸法を木質板の用途に応じて調整、最適化し、その「繊維方向に沿った長さ」を甲1発明の寸法よりも小さくし、相違点1に係る本件発明1の構成である「10mm以上35mm以下」とすることは、当業者が有する通常の創作能力の発揮といえるから、当業者が容易に想到することができたものである。

なお、本件明細書の記載をみても、「寸法に係る構成」の数値範囲が臨界的意義を有するとは認められない。

したがって、相違点1に係る構成は、長さ以外の木質小薄片の寸法部分も含め、甲1発明及び技術常識に基づいて当事者が容易に想到することができるものであり、本件決定の容易想到性判断に誤りはない。

第4 考察

本件発明と主引用文献記載の発明との間の相違点に関し、当該相違点に係る主引用文献記載発明の構成が、主引用文献記載発明において果たしている技術的意義を、主引用文献記載発明が解決しようとしている課題及び、当該課題を解決するために採用されている解決手段に関する主引用文献の記載に基づいて検討し、相違点に係る主引用文献記載発明の構成を、本件発明の構成に変更することが、「主引用文献から認定される技術思想(主引用文献に記載されている発明)を逸脱し、又は齟齬を生じさせるものとはいえない」との認定が行われている。

発明の進歩性を検討・判断する際の参考になるところがあると思われるので紹介した。以上

先端技術5分野の技術動向 日本の強み・課題等を分析

■令和6年度分野別 特許出願技術動向調査■

特許庁は、市場創出・拡大が見込まれる5つの先端技術テーマについて、特許情報等に基づいて日本の強み・課題等を分析した報告書「令和6年度分野別特許出願技術動向調査」を取りまとめ、公表した。

同調査では、先端技術テーマとして、「ペロブスカイト太陽電池関連技術」「偏光板関連技術」「可燃性冷媒を用いたシステム」「mRNA医薬」「メタバース時代に向けた音声・音楽処理」の各技術動向について分析。

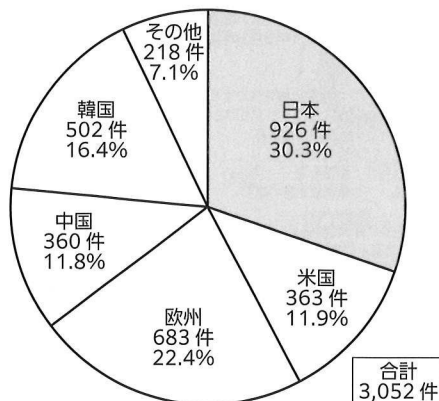
調査の結果、以下の結果がそれぞれ示唆されたとしている。

①「ペロブスカイト太陽電池関連技術」、「可燃性冷媒を用いたシステム」において、国際展開発明件数（複数の国・地域へ出願された発明、欧州特許庁へ出願された発明又は特許協力条約に基づく国際出願（PCT出願）された発明の数）が首位であり、日本が強みを有している技術分野である

②「偏光板関連技術」、「可燃性冷媒を用いたシステム」において、多くの技術区分で国際展開発明件数が首位であり、日本が強みを有している技術分野である

③「メタバース時代に向けた音声・音楽処理」に

●ペロブスカイト太陽電池関連技術の 国際展開発明件数の比率●



（出願年（優先権主張年）：2009-2022年）

において、複数の日本国籍出願人が活躍している

④「mRNA医薬」において、米国が存在感を示している

なお、令和7年度は、（一般）「核融合発電」、（機械）「低炭素燃料エンジン」、（化学）「乳酸菌入り食品」、（電気・電子）「サイバー攻撃検知技術～不正侵入・マルウェア等の検知に向けた情報セキュリティ技術」の各技術動向について調査する予定。

<令和6年度分野別特許出願技術動向調査>

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidouhoukou/tokkyo/2024theme.html>

特許・意匠・商標のFA期間と 権利化までの期間（特許庁）

■ステータスレポート2025■

特許庁より「ステータスレポート2025」が公表されたが、今回は同レポートの中から特許・意匠・商標のFA（First Action）期間と権利化までの期間などを紹介する。

なお、特許のFA期間は、審査請求日から審査官による審査結果の最初の通知（主に拒絶理由通知書又は特許査定）が出願人へ発送されるまでの期間、意匠・商標のFA期間は、出願日から審査官による審査結果の最初の通知（主に拒絶理由通知書又は登録査定）が出願人へ発送されるまでの期間（ただし、新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く）。

また、特許の権利化までの期間は、審査請求日から特許査定・拒絶査定などの最終処分を受けるまでの期間、意匠の権利化までの期間は、出願日から権利化までの期間、商標の権利化までの期間は、出願日から登録査定・拒絶査定などの最終処分を受けるまでの期間（ただし、新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く）。

■特許■

- ・通常審査のFA期間：平均9.4月
- ・権利化までの期間：平均13.8月
- ・早期審査のFA期間：平均2.3月
- ・スーパー早期審査のFA期間：平均0.8月

<スーパー早期審査について>

スーパー早期審査とは、早期審査よりも更に早期に審査を行う制度。スーパー早期審査の対象は、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」、又はベンチャー企業による出願であって「実施関連出願」であること等が必要。

スーパー早期審査の対象となる場合、現行の早期審査と比較して、より早期に審査段階での最終結果を得ることができるが、早期に査定が確定して国内優先権を主張可能な期間が短くなる可能性や早期に特許掲載公報が発行され、改良発明の障害になる可能性に注意する必要がある。

スーパー早期審査制度の対象となるのは特許案件だけである。商標と意匠の登録出願にはスーパー早期審査制度の適用はない。

■意匠■

- ・通常審査のFA期間：平均6.0月
- ・権利化までの期間：平均6.8月
- ・早期審査のFA期間：平均2.1月

■商標■

- ・通常審査のFA期間：平均6.1月
- ・権利化までの期間：平均7.3月
- ・早期審査のFA期間：平均1.7月

審 決 紹 介

本願商標（別掲）は、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2024-1009、令和7年3月14日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年2月5日に登録出願されたものであって、その手続の経緯の概略は以下のとおりである。

- 令和5年5月24日付け：拒絶理由通知書
- 令和5年10月16日：意見書の提出
- 令和5年10月24日付け：拒絶査定
- 令和6年1月21日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成となり、第30類「コーヒー、コーヒード」及び第32類「ビール」を指定商品として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

本願商標の構成中、取引者・需要者の注意を惹く「家康」の文字部分は、一般に「徳川家康」を指すものとして認識されており、江戸幕府初代将軍として広く知られている周知・著名な歴史上の人物名と認められる。

そして、周知・著名な歴史上の人物名は、その人物の名声により強い顧客吸引力を有するものであり、周知・著名な歴史上の人物名を商標として使用したいとする者も少なくないものと考えられ、また、「徳川家康」にゆかりのある各地では、同人とこれらの地域との関係を世間に伝え地域振興の礎を築く取組や、同人を地域の活性化や公共的施策に利用している事実があるから、同人が、地域住民等に敬愛の情をもって親しまれているとみるのが相当である。

そのため、本願商標は、著名な歴史上の人物「徳川家康」の名を容易に理解させる「家康」の文字を顯著に有するものであるから、一人である出願人が自己の商標として、その指定商品に独占使用をすることは、これを利用した地域における観光振興や地域おこしなどの公益的な施策の遂行を阻害するおそれがあるものというのが相当であり、かつ、同人の名声に便乗するものであるばかりでなく、同人の郷土やゆかりの地における地域住民や国民の感情を害するものというのが相当であって、社会公共の利益に反するおそれがある。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、上段に「家康B」の文字を白色の影付き文字で、下段に「IEYASU B-EXTRA SPECIAL BITTER」の文字を薄茶色の影付き文字で表してなるものである。

本願商標の構成中「家康B」の文字は、同じ大きさ、等しい間隔で、字間なく、同色の影付き文字で横一列にまともよりよく表してなることから、一連一体の語を表してなると看取できる。

また、本願商標の構成中「IEYASU B-EXTRA SPECIAL BITTER」の文字は、同じ大きさ、同じ文字種で、同色の影付き文字で横一列にまともよりよく表してなることから、一連一体の語を表してなると看取できる。

そして、本願商標の構成中「IEYASU B-EXTRA SPECIAL BITTER」の文字中には、同構成中「家康B」の文字の欧文字表記と認められる「IEYASU B」の文字を有すること、「IEYASU B-EXTRA SPECIAL BITTER」の文字は、「家康B」の文字とバランス良く、接する様に記載されていることから、本願商標は、その指定商品との関係では、その構成全体として、商品のブランド名等を表したものと認識できる一連一体の語を表してなるものであり、その構成中に「家康」の文字を含むとしても、当該人物の名称そのものを表してなるものとは認められないから、これを登録することが、社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するものと直ちにはいふことはできない。

また、当審による職権調査によっても、本願商標について、その構成自体が非道徳的、卑劣、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような構成であったり、その指定商品に使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものであることを示す具体的な事実関係は見出せない。

以上のとおり、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標ではないから、商標法第4条第1項第7号に該当するものではなく、同項同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。



別掲 本願商標（色彩は原本参照）

本願商標（別掲）は、商標法第3条第1項第6号及び同第4条1項第16号に該当しない、と判断された事例（不服2024-2985、令和7年3月25日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年3月1日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和5年9月13日付け：拒絶理由通知書
- 令和5年10月27日：意見書、手続補正書の提出
- 令和5年11月15日付け：拒絶査定
- 令和6年2月20日：審判請求書、手続補正書の提出

2 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成で「うし重」及び「てらおか」の文字を二列に縦書きとなり、第43類に属する願書記載のとおり役務を指定役務として登録出願されたものであり、その後、指定役務については、上記1の手続補正により、最終的に、第43類「重箱入りの牛肉料理を主とする飲食物の提供、テイクアウト可能なレストランにおける重箱入りの牛肉料理を主とする飲食物の提供、ケータリング（重箱入りの牛肉料理を主とする飲食物）、すぐに消費可能な重箱入りの牛肉料理を主とする飲食物の提供、イベント会場における重箱入りの牛肉料理を主とする飲食物の提供、重箱入りの牛肉料理を主とする移動形式のケータリング、移動販売車による重箱入りの牛肉料理を主とする飲食物の提供、デリバリー代行サービスが利用可能な飲食店における重箱入りの牛肉料理を主とする飲食物の提供、配達代行サービスが利用可能な飲食店における重箱入りの牛肉料理を主とする飲食物の提供」と補正されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、ややレタリングをほどこした「うし重」及び「てらおか」の文字を左右二行に縦書きした構成からなること、当該構成態様は、全体として、いまだ普通に用いられる方法で表示したものの域を脱しない構成態様といふべきで、「重箱入りのうなぎ料理」を「うな重」、「重箱入りの天麩羅料理」を「天重」、「重箱入りのカツ料理」を「カツ重」と称して用いている実情がみられることに加え、その構成中の「うし重」の文字は、「重箱入りの牛肉料理」を表すものとして用いられている実情がみられる。また、その構成中「てらおか」の文字は、我が国においてありふれた氏である「寺岡」の平仮名表記であると認められるため、全体として、指定役務との関係において、「重箱入りの牛肉料理を主とする寺岡氏によって提供される飲食物の提供」(ほどの意味)を容易に想起させ、その指定役務に使用した場合、これに接する需要者は、当該役務が、「重箱入りの牛肉料理を主とする寺岡氏によって提供される飲食物の提供」であることを表したものであるとして認識することにより、自他役務の識別標識としての機能を果たし得ず、何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものとするのが相当であり、さらに、本願商標をその指定役務中「重箱入りの牛肉料理を主とする飲食物の提供」以外の役務に使用するときは、役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるから、本願商標は、商標法第3条第1項第6号及び同法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、「てらおか」の文字及びその右側にやや小さく表された「うし重」の文字を、統一した筆記体風の書体で左右二列に縦書きしてなること、いずれかの文字部分のみが看者の目をひくような構成態様とはいえず、また、これより生じる称呼「ウシジュウテラオカ」は格段冗長ではなく、無理なく一連に呼び得るものである。

そして、当審において職権をもって調査するも、飲食物の提供の分野において、「うし重」の文字が特定の料理を表す名称として取引上一般に使用されていることを確認することができず、また、「うし重」及び「〇〇（姓）」の各文字の組合せが店名に採択、使用されている事実を発見することはできないため、「うし重」及び「〇〇（姓）」の各文字の組合せからなる店名が多数使用されているとはいえず、仮に、本願の指定役務の取引者、需要者が本願商標を自他役務の識別標識とは認識しないというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その構成文字全体に相当する店舗名として自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものといふのが相当であって、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識できない商標とはいえず、役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標といふこともできないから、本願商標が商標法第3条第1項第6号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

別掲 本願商標

てら
うし
重
お
か

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和40(1965)年 〃 50(1975)年 〃 60(1985)年	商標登録第 688601号～第 691100号 商標登録第1168315号～第1172063号 商標登録第1818213号～第1824285号
平成7(1995)年 平成7(1995)年 平成17(2005)年 平成27(2015)年	商標登録第2710992号～第2711408号 商標登録第3092404号～第3102477号 商標登録第4905304号～第4910612号 商標登録第5803844号～第5809961号

各年の11月1日～11月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年7月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは6月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

【おことわり】

毎月月末に2カ月前の特許出願等の件数が特許庁ウェブサイト「特許出願等統計速報」として公表されます。5月末には本年3月分の出願件数が公表されることになっていましたが、特許庁内での事情により公表が本号の作成に間に合いませんでした。令和7年3月分の特許出願、商標登録出願の件数につきましては次号で令和7年4月分とまとめて紹介します。